



# 第117回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2022年6月24日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

## 開催場所

東京都港区新橋一丁目6番5号  
日本道路株式会社10階会議室

末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

株主の皆様の感染防止のため、株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場におきましては、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じさせていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(詳細につきましては、2頁から5頁をご確認ください。)

なお、今後の状況により、株主総会の運営方法・会場等に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.nipponroad.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。



日本道路株式会社

証券コード: 1884



株主の皆様には、日頃よりご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々に謹んでお見舞い申し上げます。

ここに、第117回定時株主総会を2022年6月24日（金曜日）に開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の決議事項、報告事項及び事業の概要をご説明申し上げますのでご覧くださいませようお願い申し上げます。

代表取締役社長

石井敏行

## 目次

### 招集ご通知

第117回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	4

### 株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件	6
第2号議案 取締役6名選任の件	8

### 添付書類

### 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	14
2. 会社の現況	24

連結計算書類	38
--------	----

計算書類	41
------	----

監査報告	44
------	----

### ご参考

NICHIDO Topics	50
----------------	----

## 第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネット等によって議決権をご行使いただける場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら「議決権行使についてのご案内」（4頁から5頁）に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1 日 時	2022年6月24日(金曜日)午前10時 (受付開始：午前9時)
2 場 所	東京都港区新橋一丁目6番5号 日本道路株式会社10階会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) ※本株主総会会場は、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第117期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第117期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件</p>

以 上

## <株主の皆様へのお願い>

- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の流行状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営方法・会場等を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（下記）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- 会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 運営スタッフは、検温、体調を確認のうえマスク、手袋着用で対応をさせていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、直ちにインターネット上の当社ウェブサイト（下記）にて、修正後の内容を開示いたします。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記）に掲載しており、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 当社ウェブサイト <https://www.nipponroad.co.jp/>

## <インターネットによる事後動画配信のお知らせ>

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当日のご来場を見合わせていただいた株主様に本株主総会の模様をご覧いただくことができるよう、準備ができ次第、当社ウェブサイトにて事後の動画配信をいたします。  
当社株主総会ウェブサイト <https://www.nipponroad.co.jp/ir/stock/meeting/>
- ご視聴は当社株主様限定とさせていただきます。ご視聴には議決権行使書用紙等に記載の2022年3月31日時点の株主番号（9桁）と郵便番号（ハイフンなしの7桁）が必要です。

## 議決権行使についてのご案内

株主の皆様におかれましては「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権のご行使には、以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

#### 株主総会開催日時

**6月24日**（金曜日）  
午前**10時**  
（受付開始：午前9時）

### 議決権行使書用紙をご郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。

#### 行使期限

**6月23日**（木曜日）  
午後**5時30分**到着

### インターネット等によるご行使



当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

**6月23日**（木曜日）  
午後**5時30分**まで

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

なお、各議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

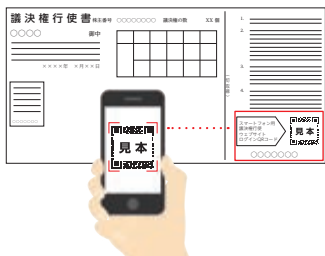


# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

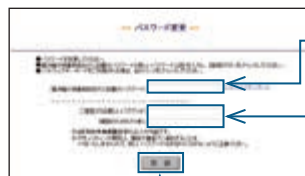
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、事前のご利用申込みにより株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられること、及び株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）を新設するものであります。
- (2) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	取締役会出席回数 (2021年度)	在任年数
1	再任 石井敏行	代表取締役社長	11回/11回	6年
2	再任 曾根豊次	代表取締役執行役員副社長	11回/11回	2年
3	再任 伊藤馨	取締役専務執行役員	11回/11回	3年
4	再任 河西俊彦	取締役執行役員	9回/9回 (注1)	1年
5	再任 社外 独立 松本拓生	社外取締役	11回/11回	3年
6	新任 社外 独立 森村望	—	— (注2)	—

(注) 1. 河西俊彦氏の取締役会出席回数は、2021年6月25日開催の第116回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会を対象としております。

2. 新任の取締役候補者のため当該事項はございません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>いし い としゆき <b>石井 敏行</b> (1958年2月26日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席回数 11回／11回</p>	<p>1982年 4月 当社入社</p> <p>2016年 6月 当社取締役執行役員</p> <p>2017年 4月 当社取締役常務執行役員</p> <p>2019年 4月 当社取締役専務執行役員</p> <p>2021年 4月 当社代表取締役執行役員副社長</p> <p>2022年 4月 当社代表取締役社長（現任）</p>	1,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>石井敏行氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有するとともに、2016年に取締役執行役員に就任、2021年には代表取締役に就任し、以来、当社グループの企業価値向上を目指してリーダーシップと決断力を以てその職責を果たしております。</p> <p>これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	<p>そね とよじ <b>曾根 豊次</b> (1955年10月8日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席回数 11回／11回</p>	<p>1978年 4月 清水建設株式会社入社</p> <p>2004年 9月 同社財務管理部長</p> <p>2014年 4月 同社執行役員財務担当、財務部長</p> <p>2017年 4月 同社常務執行役員財務担当、関係会社担当</p> <p>2019年 4月 同社常務執行役員財務担当、IR担当</p> <p>2020年 4月 当社専務執行役員</p> <p>2020年 6月 当社取締役専務執行役員</p> <p>2021年 4月 当社代表取締役執行役員副社長（現任）</p> <p>【現在の当社における担当】 管理本部長兼業務リスク管理担当</p>	1,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>曾根豊次氏は、清水建設株式会社において、常務執行役員財務担当等を歴任し、2020年に当社取締役専務執行役員に就任、2021年には代表取締役に就任しております。同氏は建設業における財務及び経営に関する幅広い経験と豊富な専門知識を有しており、当社グループの継続的な企業価値の向上に貢献しております。</p> <p>これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>伊藤 馨<small>いとう かおる</small></p> <p>(1963年2月12日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席回数 11回／11回</p>	<p>1985年 4月 当社入社</p> <p>2015年 4月 当社生産技術本部工事部長</p> <p>2016年 4月 当社中部支店長</p> <p>2017年 4月 当社執行役員中部支店長</p> <p>2019年 4月 当社常務執行役員営業本部長</p> <p>2019年 6月 当社取締役常務執行役員</p> <p>2022年 4月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>【現在の当社における担当】 営業本部長兼安全環境品質・海外事業担当</p>	2,100株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>伊藤 馨氏は、当社において長年にわたり建設事業に携わり、現場に精通し豊富な経験と高い専門知識を有しており、2017年に執行役員に就任、その後営業本部長として営業部門を統括、2019年には取締役常務執行役員に就任、本年4月より取締役専務執行役員に就任し、当社グループの継続的な企業価値の向上に貢献しております。</p> <p>これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	<p>河西 俊彦<small>かさい としひこ</small></p> <p>(1965年4月3日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役会出席回数 9回／9回</p>	<p>1989年 4月 当社入社</p> <p>2013年 4月 当社経理部副部長</p> <p>2015年 4月 エヌディーリース・システム株式会社代表取締役社長</p> <p>2019年 4月 当社経営企画部長</p> <p>2020年 4月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>2021年 6月 当社取締役執行役員経営企画部長（現任）</p>	1,100株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>河西俊彦氏は、経理部副部長、子会社のエヌディーリース・システム株式会社の社長や経営企画部長を務めるなど、財務・会計・経営に関し豊富な経験と高い見識を有しております。また、2020年に執行役員に就任、2021年には取締役執行役員に就任し、当社グループの継続的な企業価値の向上に貢献しております。</p> <p>これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>まつもと たく <b>松本 拓生</b> (1972年11月22日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会出席回数 11回／11回</p>	<p>1999年 4月 第二東京弁護士会登録</p> <p>2001年 5月 TMI総合法律事務所入所</p> <p>2006年 3月 ニューヨーク州弁護士資格取得</p> <p>2007年 1月 TMI総合法律事務所パートナー</p> <p>2014年 4月 恵比寿松本法務事務所代表（現任）</p> <p>2018年 9月 株式会社エブリー社外監査役（現任）</p> <p>2019年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2021年 6月 全保連株式会社社外監査役（現任）</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>松本拓生氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての見識並びに国内外の企業買収や企業不祥事案件などに携わった幅広い経験を有し、独立性が高いことから中立的かつ客観的立場で経営の監視を遂行することに適任であるためであり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		
6	<p>もりむら のぞむ <b>森村 望</b> (1957年7月10日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>取締役会出席回数 —</p>	<p>1980年 4月 東陶機器株式会社（現 TOTO株式会社）入社</p> <p>2010年 4月 TOTO株式会社執行役員名古屋支社長</p> <p>2013年 4月 同社上席執行役員販売統括本部担当</p> <p>2013年 6月 同社取締役常務執行役員販売統括本部担当</p> <p>2016年 4月 同社取締役専務執行役員販売推進グループ、お客様、デザイン担当兼Vプラン日本住設事業担当</p> <p>2017年 4月 同社代表取締役副社長執行役員販売関連管掌、お客様、文化推進、内部監査室担当兼Vプランマーケティング革新担当</p> <p>2020年 6月 同社顧問（2022年6月退任予定）</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>森村 望氏を社外取締役候補者とした理由は、上場会社経営者としての豊富な経験と実績並びに高い見識を有し、独立性が高く中立的かつ客観的立場で経営の監視を遂行することに適任であるためであり、取締役会の透明性の向上及び監督機能強化に繋がるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 曽根豊次氏は、過去10年以内において、当社親会社である清水建設株式会社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 松本拓生氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、届け出を継続する予定であります。
- (2) 同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終了の時をもって3年となります。
- (3) 特定関係事業者の業務執行者等について  
該当事項はありません。
4. 森村 望氏の特記事項について
- (1) 同氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 特定関係事業者の業務執行者等について  
該当事項はありません。
5. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役候補者である松本拓生氏の再任及び森村 望氏の選任が承認された場合には、社外取締役としての期待された役割を十分に発揮できるよう、両氏の間で会社法第427条第1項及び定款第24条の規定に基づく責任限定契約を松本拓生氏は引き続き締結し、森村 望氏は新たに締結する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度とする。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 取締役との役員等賠償責任保険契約について  
当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の26頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)  
取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	企業経営・ 経営戦略	業界の知見 (技術・営業)	グローバル 経験	DX・ 研究開発	財務・会計	法務・ コンプライアンス・ リスクマネジメント	人事・労務・ 人材開発	サステナビリティ
石井 敏行	●	●	●	● (ICT)			●	●
曽根 豊次	●		●		●	●	●	●
伊藤 馨		●	●				●	●
河西 俊彦				● (ICT・DX)	●			●
松本 拓生	社外 独立				●	●		
森村 望	社外 独立	●	●			●		

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

以上



# 事業報告(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出、原材料価格の高騰、また、ウクライナ情勢等の地政学的な要因により、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ。）の主要事業である建設業界におきましては、政府建設投資が引き続き20兆円を上回る水準を維持し、民間建設投資も製造業を中心に一部回復傾向が見られたものの、企業の設備投資マインドは慎重化しました。

このような状況下、当社グループは、官庁工事は総合評価・積算精度の向上による受注確保、民間工事は安定成長実現に向けグループ一体となったエリア戦略による受注拡大に注力してまいりましたが、工事受注高は1,203億4千万円（前連結会計年度比12.0%減）、工事売上高は1,295億3千2百万円（同0.4%増）、製品等を含めた総売上高につきましては1,563億7千9百万円（同0.9%減）となりました。

利益につきましては、製造・販売事業において原油価格の高騰で利益が減少したこと等により、売上総利益は169億6千8百万円（同12.1%減）、営業利益は82億2百万円（同23.9%減）、経常利益は85億8千2百万円（同24.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は56億6千7百万円（同25.4%減）となりました。

	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
受注高	165,563	147,188	18,375減	11.1%減
(うち工事受注高)	(136,764)	(120,340)	(16,424減)	(12.0%減)
売上高	157,796	156,379	1,416減	0.9%減
(うち工事売上高)	(128,997)	(129,532)	(534増)	(0.4%増)
売上総利益	19,298	16,968	2,330減	12.1%減
営業利益	10,776	8,202	2,574減	23.9%減
経常利益	11,293	8,582	2,710減	24.0%減
親会社株主に帰属する当期純利益	7,598	5,667	1,930減	25.4%減

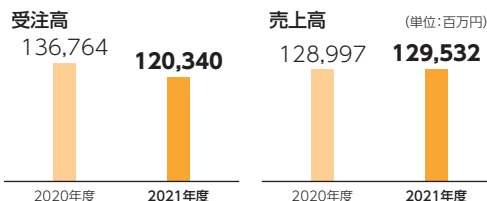
企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

## 建設事業

売上高  
**129,532**百万円  
(前連結会計年度比0.4%増)

受注高は前連結会計年度に比べ、12.0%減の1,203億4千万円となりました。売上高につきましては、0.4%増の1,295億3千2百万円となりました。

建設事業における当社の主な受注工事・主な完成工事は次のとおりであります。



## 主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 関東地方整備局	令和3年度 東京国際空港B滑走路舗装改良工事	東京都
国土交通省 中国地方整備局	令和3年度総社一宮バイパス総社地区電線共同溝他工事	岡山県
国土交通省 北陸地方整備局	R3加賀国道維持管内施設舗装外工事	石川県
東日本高速道路株式会社	道央自動車道 旭川管内舗装補修工事	北海道
中日本高速道路株式会社	東海北陸自動車道 一宮木曾川IC~岐阜各務原IC間舗装補修工事	愛知県・岐阜県
西日本高速道路株式会社	神戸高速道路事務所管内 舗装補修工事(令和3年度)	大阪府・兵庫県
防衛省 九州防衛局	馬毛島(R3)仮設プラント製作・設置工事(その5)	鹿児島県
株式会社三菱UFJ銀行	(仮称)M U F G P A R K ランドスケープ工事	東京都
積水化学工業株式会社	群馬工場 駐車場整備工事	群馬県
清水建設株式会社	千葉銀行本部棟外構工事	千葉県

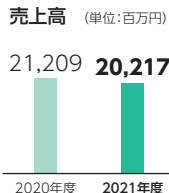
## 主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
国土交通省 関東地方整備局	R2国道15号銀座地区外舗装修繕工事	東京都
国土交通省 北海道開発局	新千歳空港 誘導路新設外工事	北海道
東日本高速道路株式会社	北陸自動車道 R2長岡管内舗装補修工事	新潟県
中日本高速道路株式会社	伊勢湾岸自動車道 刈谷スマートインターチェンジ工事	愛知県
西日本高速道路株式会社	第二神明道路事務所管内(特定更新等)舗装補修工事(令和2年度)	兵庫県
松山市	坊っちゃんスタジアム内野グラウンド改修工事	愛媛県
学校法人 順天堂	順天堂大学さくらキャンパステニスコート新設工事	千葉県
学校法人 花巻学院	花巻東高等学校グラウンド改修工事	岩手県
本田技研工業株式会社	H o n d a 笠幡球場改修工事	埼玉県
株式会社トヨタユーゼック	(仮称)㈱トヨタユーゼック静岡サテライト新築工事 外構工事	静岡県

**製造・販売事業**

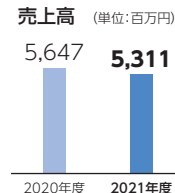
売上高  
**20,217**百万円  
(前連結会計年度比4.7%減)

売上高は前連結会計年度に比べ、4.7%減の202億1千7百万円となりました。

**賃貸事業**

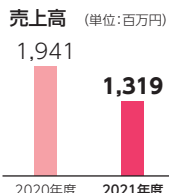
売上高  
**5,311**百万円  
(前連結会計年度比6.0%減)

売上高は前連結会計年度に比べ、6.0%減の53億1千1百万円となりました。

**その他**

売上高  
**1,319**百万円  
(前連結会計年度比32.1%減)

売上高は前連結会計年度に比べ、32.1%減の13億1千9百万円となりました。

**2. 設備投資等の状況**

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、48億1千2百万円であります。

なお、茨城県土浦市に技術研究施設等を集約した建設用地を12億2千6百万円で取得し、2024年4月の開所を目指しております。

**(1) 建設事業**

経営基盤の整備、施工の合理化を図るため、事務所・機械設備等の拡充更新を中心に10億4千5百万円の設備投資を実施いたしました。

**(2) 製造・販売事業**

経営基盤の整備、製造コストの削減を図るため、アスファルトプラント設備の拡充更新に10億7千5百万円の設備投資を実施いたしました。

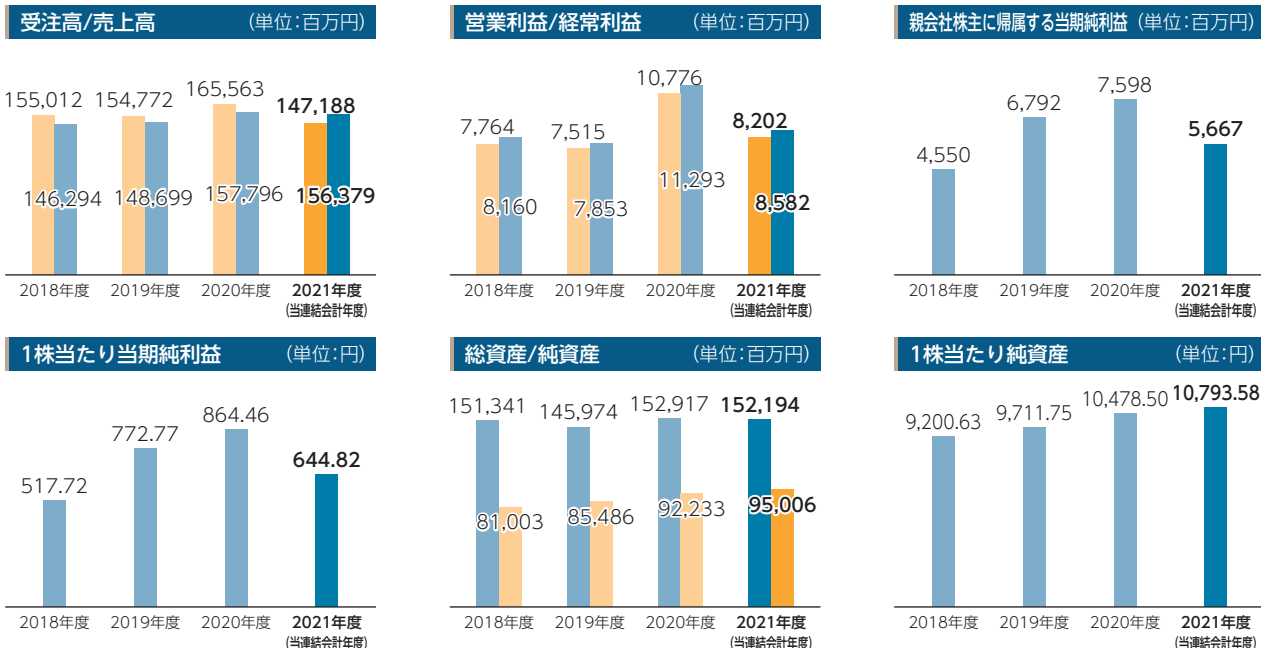
**(3) 賃貸事業**

ユーザーの希望物件をリースするための賃貸資産等に5億3千5百万円の投資を実施いたしました。

**3. 資金調達の状況**

特記すべき資金調達は行っておりません。

## 4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
受注高 (百万円)	155,012	154,772	165,563	147,188
売上高 (百万円)	146,294	148,699	157,796	156,379
営業利益 (百万円)	7,764	7,515	10,776	8,202
経常利益 (百万円)	8,160	7,853	11,293	8,582
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,550	6,792	7,598	5,667
1株当たり当期純利益 (円)	517.72	772.77	864.46	644.82
総資産 (百万円)	151,341	145,974	152,917	152,194
純資産 (百万円)	81,003	85,486	92,233	95,006
1株当たり純資産 (円)	9,200.63	9,711.75	10,478.50	10,793.58

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産は自己株式数を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 5. 対処すべき課題

当社グループは、2022年3月29日をもって清水建設株式会社の連結子会社となり、シミズグループの一員として新たな体制でスタートしました。創業以来、90余年にわたって培った「技術の日本道路」というDNAを継承しながら、これまで以上に同社との連携強化を図り、両社で事業領域の拡大に繋がるシナジー効果を発揮しながら、社会の発展に寄与してまいります。

当社グループの主要事業は舗装工事を中心とした建設事業であり、経営環境の変化が激しい中、揺るぎない技術力をもって、都市型・地方型等各地域の実状に即したエリア戦略を策定し、市場競争力の強化を図っていくことが重要課題であると認識しております。また、当社グループである地域舗装会社の体制をさらに強化することで相乗効果を発揮するとともに、成長戦略としてのM&Aにも積極的に取り組んでおります。

親会社である清水建設株式会社との連携強化につきましては、大型の造成工事や橋梁の床版取替工事、洋上風力発電の陸上部工事、海外プロジェクトへの協働での取り組みをこれまで以上に増やしていくことによって、新たな領域に挑戦することが可能となり、事業規模の拡大と技術者のさらなるスキルアップに繋がると考えております。同社の民間営業網を活用した民間顧客への営業強化は、質の良い直接受注を増やすことで、当社の受注・売上・利益に貢献すると考えております。DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応は、同社の最新のICT技術やノウハウと人財といったリソースを活用することにより、当社グループの新技术の開発・導入、新工法開発、業務効率化、基幹システム・情報セキュリティの強化に繋がると考えております。これらへの取り組みは、2050年のカーボンニュートラル（脱炭素）達成に向けた環境負荷低減及びコスト削減に繋がるとともに、人財確保や両社の技術研究所、機械部門、管理部門での人財交流や連携を通じて、働き方改革による職場環境改善、ESG経営の推進及びコンプライアンス・ガバナンス強化に繋がるものと考えております。

### (1) ESG経営

当社グループは、企業が中長期的な成長を遂げるために必要である3つの要素、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の観点からESG経営を実践しております。

中期経営計画2019（2019～2023年度）では気候変動リスクへの対応として、脱炭素社会の実現に向け温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出量削減の目標値を設定しており、環境負荷の少ない環境対策型のアスファルトプラント、建設機械、車両を導入し、地球環境に配慮した経営を進めております。また、2021年8月に環境ビジョン「Nichido Blue & Green Vision 2050」を策定し、カーボンニュートラル（脱炭素）の実現、循環型社会の形成、生物多様性への配慮に向けた2050年までの長期的な目標を掲げました。同年10月には「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に賛同を表明、さらに2022年2月には環境省が企業の環境活動を推進する「エコ・ファースト制度」において、「エコ・ファースト企業」として認定されました。引き続き2050年のカーボンニュートラル（脱炭

素) 達成に向け研究・技術開発を進めてまいります。

また、コンプライアンスの徹底やリスクマネジメントには当社グループ丸となって継続して取り組み、グループガバナンス体制を確立してまいります。

様々なESG課題に『スピードと徹底』の姿勢で取り組み、「ESG経営を推進することによって、社会から信頼され、存続を望まれる企業になるとともに、持続可能な社会づくりに貢献する」ことを経営理念として掲げ、株主様をはじめとしたステークホルダーの皆様にご認めていただけるよう企業価値を高めてまいります。

## (2) 新型コロナウイルス感染症について

相次ぐ変異株の発生により新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、経済情勢の悪化による建設市場の縮小等、受注環境の変化を注視するとともに、必要に応じた資金調達方法の確保や下請協力業者の経営状況にも配慮してまいります。

また、当社グループでは全事業所の従業員を対象にテレワーク・時差出勤・直行直帰等の施策を推進し、「安否確認システム」を利用した週1回の健康状態の確認により、従業員の安全・健康の確保と感染防止に努めております。

## (3) 働き方改革の取り組み

当社は、「従業員を大切にできる会社」を経営ビジョンとして掲げ、従業員一人ひとりが「自身の人生を豊かに楽しく！」を実感できるよう、ワークライフバランスの充実を図る取り組みを続けております。持続可能な発展のために、年度毎に休日取得目標を定め、目標達成に向け、課題を洗い出し、継続的に取り組んでおります。また、女性活躍、外国人の受入及び障がい者雇用の推進を含めた人財確保・育成に引き続き取り組むとともに、情報化施工等ICTを有効活用した工事現場での生産性向上や、業務改善、基幹システムの更新による業務効率化等の施策と併せて、当社グループ丸となって働き方改革をさらに推進してまいります。

## (4) 建設事業

人命尊重を最優先に安全第一主義のもと、「質の高い仕事」をすることに徹して、企業価値を高める施策を確実に推進してまいります。大規模工事はもとより、中・小規模工事においても情報化施工、ICTの活用度を高め、災害や事故の発生を抑止するとともに品質向上、コストダウンによる収益率の向上を目指しております。

また、当社グループの重点実施事項として掲げております「エリア環境に適合した戦略的営業を実行し、質の高い受注を拡大する」という目標達成に向け、スピードと攻めの姿勢に徹した提案営業を強化し、民間営業を展開してまいります。

そして、人材育成については特に力を入れ若手技術者のスキルアップのための教育指導を強化し、技術の伝承に取り組んでまいります。さらに、業務改善による“働き方改革”を加速し、従業員に対し技術面、管理面の意識を高める指導を行うことにより次世代の担い手づくりも進めてまいります。



## (5) 製造・販売事業

原材料価格の高騰が続いている中、利益の確保に向け、コストに見合う価格改定を実施するとともに、引き続きコスト削減に取り組んでまいります。

営業力の強化と製造・販売拠点の効率化のための拠点再配置を進めることにより、シェアの拡大を図ります。

安全環境対策につきましても、効果的な技術開発と環境に配慮した設備投資を実施するとともに、グリーン電力への切り替えや、化石燃料に代わる代替燃料の導入も進めてまいります。

## (6) 海外事業

2021年は新型コロナウイルス感染拡大によりアジア全域において官民投資が停滞した状態が続いていましたが、今後緩やかに回復していくと予測しております。海外現地法人を設置しているタイ・マレーシアにおいては、引き続き現地優良企業並びに日系企業からの工事受注を目指してまいります。

なお、新たな収益源となる事業として、特殊アスファルト合材の製造販売や薄層舗装等のアジア地域への販売促進に取り組んでまいります。また、今後の海外事業展開のための人財育成強化、現地雇用職員のスキルアップ、海外現地法人の現地化を継続して推進し、収益体制を強固なものにしてまいります。

## (7) グループ事業

日本道路本体との連携強化やM&Aを含め、グループ会社の経営環境に応じたエリア戦略の実行による事業領域拡大、収益力強化と成長力底上げを実現するため、営業所・合材センター・地域舗装会社の連携をさらに強化するとともに、内部統制体制とICT環境の整備による効率化を進め、グループ支援体制の強化を図ってまいります。

## (8) 企業倫理・法令順守の徹底について

当社グループは、中期経営計画の重要課題の1つに「コンプライアンスの徹底」を掲げ、「コンプライアンス基本理念」及び「コンプライアンス指針」を制定し、役職員の行動規範としております。また、法令を順守した公正な取引活動を徹底するために「自由な競争及び公正な取引順守基本方針」を定め、独占禁止法に関する社外専門家による監査や社員教育を継続的に行っております。また、毎年7月30日を当社グループの「コンプライアンスの日」と定め、経営幹部を対象にした研修や職場での啓蒙活動を実施することにより、企業倫理に対する意識の向上に努めております。これらの取り組みを通じて、今後も引き続き皆様から高い信頼を得る企業風土を醸成してまいります。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 出 資 比 率	当社との関係
清水建設株式会社	74,365百万円	50.1%	建設工事の請負、舗装資材等の販売、建設工事の発注等

(注) 1. 清水建設株式会社は当社株式の24.8%を所有（自己株式控除後）しておりましたが、2022年2月10日から実施した当社株式に対する公開買付けにより25.3%を追加取得し、合わせて当社株式の50.1%の所有となったため、2022年3月29日付で当社の親会社となりました。

#### 2. 親会社との間の取引に関する事項

- (1) 当該取引をすにあたり当社の利益を害さないように留意した事項  
親会社との下請発注・受注及び資材販売の取引条件につきましては、市場価格、総原価等を勘案して、各取引毎に交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由  
上記の取引は、当社が社内基準に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。
- (3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エヌディーリース・システム株式会社	60百万円	100%	総合リース業、コンピュータソフトウェアの開発及び販売他
エヌディック株式会社	25	100	保険代理業
スポーツメディア株式会社	90	100	スポーツ施設等の企画・運営
環境緑化株式会社	70	100	公園・緑地・庭園等の造園工事

## 7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

### 建設事業

舗装・土木・建築工事、  
その他建設工事全般に関する事業

### 製造・販売事業

アスファルト合材・乳剤、  
その他舗装用材料の製造・販売・リサイクルに関する事業

### 賃貸事業

自動車・事務用機器等の  
リース業務等

### その他

不動産業、コンピュータ  
ソフトウェアの開発及び販売、  
事務用機器の販売、保険代理業、  
スポーツ施設等の企画・運営他

## 8. 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

### (1) 当社の主要な営業所及び工場

本 社 東京都港区新橋一丁目6番5号

営業所	
名称	所在地
東京支店	東京都文京区
北関東支店	埼玉県さいたま市
中部支店	愛知県名古屋市
関西支店	大阪府大阪市
四国支店	香川県高松市
中国支店	広島県広島市
九州支店	福岡県福岡市
北信越支店	新潟県新潟市
東北支店	宮城県仙台市
北海道支店	北海道札幌市

その他国内98カ所、国外1カ所に営業所・出張所等設置

工場	
名称	所在地
川崎アスコン	神奈川県川崎市
埼玉合材センター	埼玉県所沢市
名古屋合材センター	愛知県名古屋市
泉北りんかい合材センター	大阪府泉大津市
香川アスコン	香川県坂出市
岡山合材センター	岡山県岡山市
福岡合材センター	福岡県宗像市
新潟合材センター	新潟県新潟市
仙台南アスコン	宮城県岩沼市
サッポロアスコン	北海道北広島市

その他国内79カ所に合材センター・混合所・乳剤工場・リサイクル工場設置

### (2) 重要な子会社

名称	所在地
エヌディーリース・システム株式会社	東京都文京区
エヌディック株式会社	東京都港区
スポーツメディア株式会社	東京都港区
環境緑化株式会社	東京都大田区

## 9. 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### (1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,340(589)名	増480(減466)名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当社は、清水建設株式会社の連結子会社になったことに伴い、同社の就業人員の定義に合わせ、常勤性の高い臨時雇用者を就業人員に組み替えております。

### (2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,688(391)名	増426(減558)名	41.8歳	14.8年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当社は、清水建設株式会社の連結子会社になったことに伴い、同社の就業人員の定義に合わせ、常勤性の高い臨時雇用者を就業人員に組み替えております。

## 10. 主要な借入先の状況(2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,500
株式会社三井住友銀行	500

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### 1. 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 38,000,000株

(2) 発行済株式の総数 8,789,268株

(注) 2022年3月31日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて972,350株減少しております。

(3) 株主数 3,817名

### (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	4,403千株	50.1%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	634	7.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	381	4.3
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	355	4.0
日本道路取引先持株会	254	2.9
明治安田生命保険相互会社	124	1.4
MSIP CLIENT SECURITIES	112	1.3
日本道路従業員持株会	103	1.2
SMB C日興証券株式会社	72	0.8
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	70	0.8

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久松博三	
代表取締役	石井敏行	生産技術本部長兼安全環境品質担当
代表取締役	曾根豊次	管理本部長兼業務リスク管理担当
取締役	伊藤馨	営業本部長兼海外事業担当
取締役	河西俊彦	経営企画部長
取締役(社外)	中里晋一郎	TOTO株式会社 特別社友
取締役(社外)	松本拓生	恵比寿松本法律事務所 代表 株式会社エプリー 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役
常勤監査役	楠田靖紀	
常勤監査役(社外)	田頭能成	
監査役(社外)	藤野秀美	藤野秀美税理士事務所 所長 帝国通信工業株式会社 社外取締役
監査役(社外)	山森裕一	株式会社オリエントコーポレーション 顧問 日本アイ・ビー・エムデジタルサービス株式会社 特別顧問

- (注) 1. 取締役中里晋一郎氏、松本拓生氏及び監査役藤野秀美氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- 2021年6月25日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、取締役清水知己氏は、任期満了により退任いたしました。
  - 2021年6月25日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、監査役下田義昭氏、鈴木恭一氏及び福田勝美氏は、辞任により退任いたしました。
  - 2021年6月25日開催の第116回定時株主総会において、河西俊彦氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
  - 2021年6月25日開催の第116回定時株主総会において、楠田靖紀氏、田頭能成氏及び山森裕一氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
3. 監査役の4氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 常勤監査役楠田靖紀氏は、当社の監査室長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 常勤監査役田頭能成氏は、清水建設株式会社での豊富な業務経験と知識を有しており、客観的かつ公正な立場から適切な監査を遂行するための財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 監査役藤野秀美氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 監査役山森裕一氏は、金融機関での豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき各社外取締役及び各社外監査役との間で、法令の定める限度まで社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員等（既に退任または退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が負担することとなる損害（防御費用、損害賠償金及び和解金等）を填補するものであります。

ただし、故意による法令違反等に起因する被保険者自身の損害等を補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	その他の報酬	
取締役 (うち社外取締役)	225 (15)	177 (12)	45 (-)	3 (3)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	46 (27)	42 (25)	3 (1)	- (-)	7 (5)
合計 (うち社外役員)	272 (42)	220 (37)	49 (1)	3 (3)	15 (7)

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
2. 使用人分給との支払いはありません。
3. 上記には、2022年6月24日支給予定の当事業年度に係る取締役賞与（5名）45百万円、監査役賞与（2名）3百万円を含んでおります。
4. その他の報酬は、清水建設株式会社による当社株式に対する公開買付け時に設置した諮問委員会の委員に対する報酬となっております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第111回定時株主総会において、使用人分給与を含む年額300百万円（うち社外取締役は年額20百万円）以内と決議されております。なお、当時の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第104回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。なお、当時の監査役の員数は4名であります。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、代表取締役、独立社外取締役及び独立社外監査役から構成される役員人事委員会に諮問し、答申を得ております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び自社株式取得目的報酬並びに業績連動報酬等としての役員賞与で構成され、独立社外取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

なお、当社の監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬及び業績連動報酬等としての役員賞与で構成され、非常勤監査役の報酬は基本報酬のみとしております。監査役の個人別の報酬の額は監査役の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

### 1) 固定報酬に関する方針等

基本報酬は、月例の固定報酬とし、経営及び業務執行を担う職責に対し、その対価として支給します。基本報酬は、従業員給与水準、他社水準も考慮しながら、経営環境を総合的に勘案して決定することとします。

自社株式取得目的報酬は、株主視点を経営に反映し、中長期的な株主価値の向上に資するため、自社株式を購入することを目的として、各月ごとに基本報酬と併せて支給します。同様の職位を担う場合、個人別の自社株式取得目的報酬は同額とし、役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中及び退任後一定期間継続してこれを保有するものとします。

### 2) 業績連動報酬等に関する方針等

業績連動報酬等は、金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置づけ、親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり配当額を役員賞与に係る業績指標とします。役員賞与は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が2,000百万円、1株当たり配当金が70円に達した場合に限り支給することとし、いずれか一方の業績指標が当該基準に満たない場合は支給しないこととします。

なお、当事業年度の実績は、親会社株主に帰属する当期純利益5,667百万円、1株当たり配当金210円であり、当該基準を満たしております。業績連動報酬等の額は、固定報酬の額に、目標達成度等に対する評価を行ったうえで一定の割合を乗じる方法により算定しております。

### 3) 報酬等の割合に関する方針等

役位別の報酬の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種に属する企業の報酬水準を踏まえ、役位ごとに各種報酬の割合を定めるものとします。なお、当社の取締役報酬は固定報酬である基本報酬及び自社株式取得目的報酬並びに業績連動報酬等である役員賞与で構成されており、非金銭報酬は支給しないものとします。

取締役の報酬等の種類別の割合の目安は次のとおりとしますが、各事業年度の業績指標に関する実績に応じて変動するものとします。

役位	固定報酬	業績連動報酬
会長	85%	15%
社長	80%	20%
副社長	80%	20%
専務	80%	20%
常務	85%	15%
取締役	85%	15%

### 4) 報酬等の決定の委任に関する事項等

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、取締役会決議に基づき代表取締役社長に委任するものとしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び役員賞与の額とし、役員賞与については各取締役の担当部門の目標達成度、当社グループの経営成績に対する貢献度等を踏まえた評価配分を含むものとします。

代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役、独立社外取締役及び独立社外監査役から構成される役員人事委員会（その他外部有識者を構成員とする場合があるものとする。）に取締役の個人別の報酬等の額を開示のうえ、各取締役の基本報酬の額及び役員賞与の額について諮問し答申を得るものとします。代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて取締役の個人別の報酬の額を決定するものとします。

なお、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定につきましては、2021年6月25日開催の取締役会において、各取締役の基本報酬の額の決定を代表取締役社長久松博三氏に委任する旨の決議をしております。また、2022年4月27日開催の取締役会において、各取締役の役員賞与の額の決定を代表取締役社長石井敏行氏に委任する旨の決議をしております。これらの権限を委任した理由は、当社グループの業績等を踏まえた各取締役の担当部門についての評価を行うことについて、代表取締役社長が適していると判断したためです。

#### ④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会で判断した理由

当事業年度の実績に係る取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会の諮問機関である役員人事委員会が、決定方針との整合性を含めて審議したうえで答申し、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定した報酬の額を確認しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	中里晋一郎	TOTO株式会社 特別社友	特別な取引関係はありません。
取締役	松本拓生	恵比寿松本法律事務所 代表 株式会社エブリー 社外監査役 全保連株式会社 社外監査役	特別な取引関係はありません。
監査役	田頭能成	該当事項はありません。	特別な取引関係はありません。
監査役	藤野秀美	藤野秀美税理士事務所 所長 帝国通信工業株式会社 社外取締役	特別な取引関係はありません。
監査役	山森裕一	株式会社オリエントコーポレーション 顧問 日本アイ・ビー・エムデジタルサービス株式会社 特別顧問	特別な取引関係はありません。

## ② 社外役員の当事業年度における主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況（社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要を含む）
取締役	中里晋一郎	<p>経営者としての豊富な経験、高い見識と独立性を保った立場から取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当期開催の取締役会11回の全てに出席し、中立的かつ客観的な立場から当社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する助言や取締役会の適正性を確保するための発言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当期中に4回開催された役員人事委員会全てに出席し、取締役の指名・報酬に関する審議に携わり、また、当期中に2回開催された独立社外役員会議全てに出席し、筆頭独立社外取締役として、会議を主導しております。</p> <p>清水建設株式会社による当社株式に対する公開買付け時に設置した諮問委員会では委員長を務め、高い独立性、知見及び専門性・適格性を持った立場から、本公開買付けの公正性等の検討を行い、諮問委員会を主導的立場で運営しました。</p>
取締役	松本拓生	<p>弁護士としての豊富な経験、高い見識と独立性を保った立場から取締役会の透明性の向上及び監督機能強化の役割を果たしていただくことが期待されていたところ、当期開催の取締役会11回の全てに出席し、中立的かつ客観的な立場から当社のコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスに関する助言や取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当期中に4回開催された役員人事委員会全てに出席し、取締役の指名・報酬に関する審議に携わり、また、当期中に2回開催された独立社外役員会議全てに出席し、専門的知見に基づく発言を行っております。</p> <p>清水建設株式会社による当社株式に対する公開買付け時に設置した諮問委員会では委員を務め、高い独立性、M&amp;A取引の専門的知識と経験を持った立場から、本公開買付けの公正性等の検討を行い、諮問委員会に適宜必要な発言を行いました。</p>
監査役	田頭能成	<p>2021年6月25日に社外監査役就任以来開催された取締役会9回及び監査役会10回の全てに出席し、建設業に関する高い見識を活かし、当社グループの経営における重要事項に関して、常勤監査役として客観的・中立的立場から適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、内部監査を行う監査室より定期的に監査状況の報告を受け、監査室と連携してグループ事業所の監査を実施しております。</p>
監査役	藤野秀美	<p>当期開催の取締役会11回及び監査役会12回の全てに出席し、社外監査役として他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務執行を監査し、税理士としての経験を活かし、財務・税務に関して適宜必要な発言を行っております。</p> <p>また、当期中に開催された役員人事委員会4回及び独立社外役員会議2回の全てに出席し、独立した客観的な立場から、議題について適宜必要な発言を行っております。</p>
監査役	山森裕一	<p>2021年6月25日に社外監査役就任以来開催された取締役会9回及び監査役会10回の全てに出席し、社外監査役として他の監査役と綿密な情報交換を行い、取締役の職務執行を監査しており、金融機関及び事業会社での豊富な経験を活かし、当社の事業や資金調達等について客観的・中立的立場から適宜必要な発言を行っております。</p>

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人に対する報酬等

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、発注諸官庁に対する証明書発行業務でありません。

### (4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記のとおり、会社の業務の適正を確保するために内部統制システムの基本方針を定めております。

#### 内部統制システムの基本方針

##### ① 業務運営の基本方針

- 1) 当社は次のとおり経営理念を定め、目指すべき経営の拠り所とする。

(経営理念)

ESG経営を推進することによって、社会から信頼され、存続を望まれる企業になるとともに、持続可能な社会づくりに貢献する。

- 2) 当社は、上記経営理念を踏まえ、誠実に経営を進め、本業を通じて社会に貢献するため、「ESG委員会」を設置し、当社グループ（当社及び子会社、以下同じ。）の持続的な企業価値の向上を目指す。  
また、経営理念を具体的に織り込んだ「経営基本方針」を年度毎に策定するとともに、経営基本方針に基づいた「安全衛生・品質・環境方針」を定め、それぞれの「行動指針」を明示し、日常の業務運営の指針とする。

##### ② 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の強化・推進と業務上のリスクの未然防止を図るため、「業務リスク管理委員会」を設け、所管部署として業務リスク管理部を置き、「コンプライアンス基本理念・指針」に則り建設業法をはじめとする業務上順守すべき法令、行動規範の周知並びに実行・管理を推進し、企業倫理の徹底に取り組む。

安全・環境については、それぞれを所管する部署が、定期的教育（集合・イントラネット）を実施するとともに、「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」をそれぞれ設置し、関係法令の順守はもとより、公衆災害等の防止、環境保全活動の推進に努める。

また、独占禁止法違反行為を排除するため、独禁法順守マニュアルを適宜見直し、啓蒙資料の一層の整備充実を図るとともに、公共工事の入札経緯モニタリングシステムなど検証の仕組みを整備・運用し、就業規則中に設けられた懲戒規定を厳格に運用することで、法令・定款違反の牽制・防止・早期発見を行う。

さらに、社会の安全や秩序、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で組織的に対応する。反社会的勢力との関係を遮断・排除するために、「コンプライアンス指針」に「反社会的勢力とは一切の関係を持たない」ことを明記するとともに、不当要求等の発生時の対応を統括する部署を総務部に設け、警察等関連機関とも連携し対応する。



上記の体制の支店及び現業部門の要として支店幹部により構成される「支店業務リスク管理委員会」を設け、現業部門のコンプライアンス教育及びリスク管理の実践の場として、各事業所職員全員で組織する「業務リスク連絡会」を設ける。なお、当社では、社内に「コンプライアンス相談窓口」、社外の専門会社に「日本道路企業倫理の窓口」を設け、当社グループの役職員が当社グループ内においてコンプライアンス基本理念・指針に違反した行為または違反するおそれのある行為が行われていることを知った時は、直接相談することができる体制を敷くとともに、「日本道路企業倫理の窓口」を取引先からの通報を受け付ける窓口とする。また、これらの通報者に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いは行わない。

### ③ リスク管理のための体制

当社は、内部統制システムの構築及びリスク管理体制全体を統括する組織として、「業務リスク管理委員会」に「内部統制部会」を設け、これを所管する担当取締役を置き、当社グループのリスクを評価し管理にあたる。

コンプライアンス、安全、環境、品質に係るリスクについては、「業務リスク管理委員会」「中央安全衛生委員会」「中央環境委員会」「中央ISO委員会」を設け、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備する。また、安全衛生マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、品質マネジメントシステムを実行し、継続的改善を図る。

現業事業所に業務リスク管理担当者を、また各支店に業務リスク管理責任者を置き、これらを業務リスク管理部が統括するラインとし、通常業務を遂行するためのラインとは別途のリスク情報の吸い上げ及びリスクの未然防止のための情報伝達や教育のためのラインとして活用するとともに、現業事業所自らが業務上のリスクを点検するための体制として整備する。

また、内部統制システムの運用状況の評価を監査事項として「内部監査規程」に定め、監査室が定期的な監査を実施する。

なお、当社は、弁護士・会計監査人等の第三者に、業務遂行上の必要に応じ適宜相談し、助言・指導を受けている。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において会社業務の執行方針を決定し、法令に定める事項、その他重要事項について決議・承認を行い、また、取締役の業務の執行状況を監督する。

さらに、経営の基本方針及び業務執行方針を協議し、社長を補佐するとともに、取締役会から付託された事項に応えるために、代表取締役、取締役等を構成員とする経営会議を設置し、業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行う。

独立社外役員会議及び役員人事委員会を設置し、これらの協議と勧告による取締役会審議の実質化を図る。

また、業務の意思決定・経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の活性化とチェック機能を強化するため、執行役員制度を執るとともに、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。



## ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、定款並びに社則「文書管理規則」に基づき、文書等を適切に保存・管理する。これらの書類については、取締役及び監査役が常時閲覧可能な体制を整えている。

情報の管理については、「業務リスク管理委員会」に設けた「内部統制部会」を審議機関とし、経営企画部を所管部署と定め、「情報セキュリティ基本方針」に則り当社グループ全体が保有する情報資産の保護・安全管理に努めるとともに、情報セキュリティ教育の実施並びに継続的改善を図る。

また、社則「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」、「社内情報システム管理規則」に基づいて情報セキュリティ管理の徹底を図るとともに、パソコン、データ、ネットワーク回線の保護対策を組織的に実施する。

## ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の経営理念・経営基本方針及びコンプライアンス基本理念・指針を、グループ各社が共有するものとし、グループ各社が自主性を発揮し、事業目的の遂行と関連企業としてグループ全体の企業価値を高める経営を行うべく、次のことを実施する。

- 1) 当社グループの取締役に於いて、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識を強化するとともに、財務報告の適正性を確保するため、全役職員に対しあらゆる機会を捉え周知徹底を図る。
- 2) 子会社の指導・育成等管理すべき事項を、社則「関係会社管理規則」に定めるとともに、関係部署が所管し、グループ各社の内部統制については、経営企画部が総括的に統轄すると定める。
- 3) 子会社に、社則「関係会社管理規則」に基づき一定の事項について当社への報告または承認を得ることを義務付ける。
- 4) 主要な子会社との間で定期的な子会社経営報告会を開催し、内部統制システムの整備の状況、事業の状況等報告を受け、グループ戦略について協議する。
- 5) 子会社の役職員に、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事実、またはその可能性のあることを知ったときには、直ちに当社に報告すべきことを周知徹底する。
- 6) 「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」をグループ各社の役職員が利用できるものとし、当社グループ全体としてコンプライアンス体制を強化・推進する。

## ⑦ 監査役の監査を支える体制

当社は、監査役の監査を支える体制を次のように構築している。

- 1) 監査役を補助する専属使用人は設けませんが、監査役の依頼に基づき、監査室の職員が監査業務を補助する。
- 2) 監査役の依頼に基づき監査業務を補助する職員は、取締役からの指揮命令を受けず、監査役の指揮命令下に置き、当該職員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。
- 3) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項、また、監査室が行う内部監査の実施状況等の内容を速やかに報告する。報告の方法については、取締役と監査役会の協議により決定する。

- 4) 「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」を所管する業務リスク管理部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- 5) 子会社の役職員は、当該子会社または当社グループに重大な影響を及ぼす事項またはその可能性のあることを知ったときは、監査役に報告するものとする。また、監査役から報告の要請を受けたときは速やかに報告しなくてはならないものとする。
- 6) 当社グループの役職員が直接に監査役に通報できる窓口を設置する。
- 7) 監査役に報告した役職員が、本項の報告または通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。
- 8) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に基づく業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① 業務運営の基本方針

当期におきましては、2021年2月10日開催の取締役会において2021年度の経営方針を決議し、経営者による巡回会議・諸通知によりグループ全体への周知徹底を図っております。

### ② 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、毎年7月30日を「コンプライアンスの日」とし、コンプライアンスの継続的徹底を図ることとしております。当期におきましては、「コンプライアンスの日」に、経営トップの訓示と外部講師による「論語と算盤」をテーマとした講演から成る特別研修を行い、2021年7月に「コンプライアンス啓蒙週間」を設け、各事業所においてコンプライアンス勉強会等を実施しました。

当期における独占禁止法違反行為の未然防止に向けた取り組みとしては、同業者との接触に係る事前審査、営業職員の行動記録確認、公共入札に係るモニタリングシステム等の施策を継続し、第三者による独占禁止法の順守状況の監査を行い、全役職員を対象としたe-ラーニングを実施しました。

安全・環境につきましては、安全衛生方針・環境方針に基づく安全衛生計画・環境計画に基づき、教育指導、役職員によるパトロール等の実施により、労働災害等の事故の抑制と環境問題の未然防止に努めております。

「支店業務リスク管理委員会」及び各事業所の「業務リスク連絡会」の開催状況並びに内部通報窓口の運用状況は、業務リスク管理部から業務リスク管理委員会に報告されております。

### ③ リスク管理のための体制

当社は、通常の業務遂行ラインとは別に、業務リスク管理ライン（リスク情報の吸い上げとリスクの未然防止のための情報伝達や教育のためのライン）を活用した体制を維持し、インシデントに係る連絡体制の強化に努めております。

現業事業所の自主点検等によるリスク管理の状況は、業務リスク管理委員会（当期中4回開催）、内部統制部会（当期中11回開催）、業務リスク管理責任者会議（当期中6回開催）において報告、評価等を行い、監査室の内部監査によりこれらの実施状況を監視しております。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に取締役会付議事項を明確に定め、取締役会（当期中11回開催）、経営会議（当期中15回開催）において各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っております。また、独立社外役員会議（当期中2回開催）及び役員人事委員会（当期中4回開催）を開催し、社外役員によるモニタリング機能の強化を図っております。

### ⑤ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書、会計書類、その他業務執行に関する書類等は、関連法規や文書管理規則に基づき適切に管理・保存しております。

また、情報セキュリティに関する人的、技術的、物理的な安全管理措置を講じているほか、当期におきましては、e-ラーニング、標的型攻撃メール訓練などのサイバーセキュリティ対策を実施し、役職員の情報セキュリティに対する意識の向上を図りました。

### ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規則に基づき、一定の重要事項については当社に報告することまたは当社の承認を得ることを子会社に義務付けております。

当期においては、主要な子会社と当社経営陣による経営報告会を7回実施し、各社の経営状況や課題等の討議を通じ、各社の経営の監督に努めております。「コンプライアンス相談窓口」「日本道路企業倫理の窓口」は、当社グループ各社の役職員が利用できることとしており、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図っております。

### ⑦ 監査役の監査を支える体制

当社は、監査室が内部監査の結果を監査役に報告し、監査役と監査室は常時情報交換を行い連携を図っております。業務リスク管理部が内部統制に関する事項及び内部通報の状況等を監査役に報告し、常勤監査役が業務リスク管理委員会にオブザーバーとして参加することにより、業務上のリスクについて情報を共有しております。

また、監査役が社外取締役と意見交換を行い、必要に応じて弁護士等の外部専門家に相談することができるよう努め、当社グループの役職員に、役員・執行役員のコンプライアンス違反を通報の対象とした監査役直通窓口を設置している旨を周知しております。

---

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は財務体質の強化並びに安定的な経営基盤の確保、従業員の生活水準の安定・向上を図るとともに、株主の皆様に対しましては、安定配当の維持と適正な利益還元を利益配分の基本方針としております。

また、企業体質の強化、将来に向けた研究開発、設備投資を行うための内部留保の充実も図ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、2022年5月12日開催の取締役会において、1株当たり210円と決議しております。

今後とも、安定的・継続的な経営成績をベースに連結配当性向30%を目途として配当を実施してまいります。

なお、当社は会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議で行う旨を定款に定めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>110,142</b>
現金預金	30,158
受取手形・完成工事未収入金等	64,389
電子記録債権	3,509
リース債権及びリース投資資産	8,726
商品	158
未成工事支出金	92
原材料	1,033
その他	2,114
貸倒引当金	△39
<b>固定資産</b>	<b>42,051</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>33,805</b>
建物・構築物	8,610
機械・運搬具・工具器具・備品	6,099
賃貸資産	1,350
土地	17,697
建設仮勘定	47
<b>無形固定資産</b>	<b>1,320</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,925</b>
投資有価証券	6,085
その他	958
貸倒引当金	△118
<b>資産合計</b>	<b>152,194</b>

負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>51,102</b>
支払手形・工事未払金等	30,767
電子記録債務	7,367
短期借入金	3,000
未払金	2,167
未払費用	2,433
未払法人税等	2,254
未成工事受入金	1,874
完成工事補償引当金	62
工事損失引当金	141
役員賞与引当金	78
その他	955
<b>固定負債</b>	<b>6,084</b>
長期借入金	5,200
退職給付に係る負債	522
その他	362
<b>負債合計</b>	<b>57,187</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>93,240</b>
資本金	12,290
資本剰余金	14,524
利益剰余金	66,425
その他の包括利益累計額	1,627
その他有価証券評価差額金	2,006
為替換算調整勘定	△548
退職給付に係る調整累計額	169
<b>非支配株主持分</b>	<b>138</b>
<b>純資産合計</b>	<b>95,006</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>152,194</b>

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		156,379
売上原価		139,411
売上総利益		16,968
販売費及び一般管理費		8,765
営業利益		8,202
営業外収益		
受取利息及び配当金	239	
貸倒引当金戻入額	88	
その他	85	413
営業外費用		
支払利息	7	
その他	25	32
経常利益		8,582
特別利益		
固定資産売却益	30	
投資有価証券売却益	5	35
特別損失		
固定資産除却損	84	
その他	1	86
税金等調整前当期純利益		8,532
法人税、住民税及び事業税	2,609	
法人税等調整額	247	2,856
当期純利益		5,675
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		5,667

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,290	14,540	64,657	△1,677	89,810
会計方針の変更による 累積的影響額			50		50
会計方針の変更を反映した 当期首残高	12,290	14,540	64,707	△1,677	89,861
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,285		△2,285
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,667		5,667
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の消却		△15	△1,665	1,680	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△15	1,717	1,677	3,378
当期末残高	12,290	14,524	66,425	-	93,240

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調 整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合 計		
当期首残高	2,667	△601	226	2,291	131	92,233
会計方針の変更による 累積的影響額						50
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,667	△601	226	2,291	131	92,284
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,285
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,667
自己株式の取得						△3
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△660	53	△56	△664	7	△656
連結会計年度中の変動額合計	△660	53	△56	△664	7	2,722
当期末残高	2,006	△548	169	1,627	138	95,006

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>84,918</b>	<b>流動負債</b>	<b>46,305</b>
現金預金	19,649	支払手形	4,982
受取手形	3,119	工事未払金	17,654
完成工事未収入金	48,831	買掛金	4,669
売掛金	5,685	電子記録債務	7,367
電子記録債権	3,406	短期借入金	3,000
未成工事支出金	94	未払金	1,551
原材料	999	未払費用	2,229
短期貸付金	1,176	未払法人税等	1,903
その他	1,966	未成工事受入金	1,750
貸倒引当金	△11	完成工事補償引当金	62
<b>固定資産</b>	<b>47,110</b>	工事損失引当金	141
<b>有形固定資産</b>	<b>30,677</b>	役員賞与引当金	49
建物・構築物	8,542	その他	943
機械・運搬具	3,375	<b>固定負債</b>	<b>5,806</b>
工具器具・備品	318	長期借入金	4,200
土地	17,603	退職給付引当金	707
リース資産	789	その他	898
建設仮勘定	47	<b>負債合計</b>	<b>52,112</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,286</b>	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,147</b>	<b>株主資本</b>	<b>77,916</b>
投資有価証券	1,909	<b>資本金</b>	<b>12,290</b>
関係会社株式	4,868	<b>資本剰余金</b>	<b>14,520</b>
長期貸付金	8,176	資本準備金	14,520
その他	609	<b>利益剰余金</b>	<b>51,105</b>
貸倒引当金	△416	利益準備金	3,072
<b>資産合計</b>	<b>132,028</b>	その他利益剰余金	48,033
		固定資産圧縮記帳準備金	725
		別途積立金	21,365
		繰越利益剰余金	25,942
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,000</b>
		その他有価証券評価差額金	2,000
		<b>純資産合計</b>	<b>79,916</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>132,028</b>



## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

<b>売上高</b>		
完成工事高	113,195	
製品等売上高	21,917	135,113
<b>売上原価</b>		
完成工事原価	101,926	
製品等売上原価	19,882	121,809
<b>売上総利益</b>		
完成工事総利益	11,269	
製品等売上総利益	2,034	13,303
<b>販売費及び一般管理費</b>		7,310
<b>営業利益</b>		5,993
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	338	
その他	81	420
<b>営業外費用</b>		
支払利息	103	
その他	22	125
<b>経常利益</b>		6,287
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	5	26
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	84	
その他	1	86
<b>税引前当期純利益</b>		6,227
法人税、住民税及び事業税	1,828	
法人税等調整額	223	2,051
<b>当期純利益</b>		4,175

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金			利 余 金 計		
						固定資産圧縮 記帳準備金	別 積 立 金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	726	21,365	25,711	50,875	△1,677	76,024	
会計方針の変更による累積的影響額								4	4		4	
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,290	14,520	15	14,536	3,072	726	21,365	25,716	50,880	△1,677	76,029	
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮記帳準備金の取崩						△1		1	-		-	
剰余金の配当								△2,285	△2,285		△2,285	
当期純利益								4,175	4,175		4,175	
自己株式の取得										△3	△3	
自己株式の消却			△15	△15				△1,665	△1,665	1,680	-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	△15	△15	-	△1	-	226	225	1,677	1,886	
当期末残高	12,290	14,520	-	14,520	3,072	725	21,365	25,942	51,105	-	77,916	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,660	2,660	78,684
会計方針の変更による累積的影響額			4
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,660	2,660	78,689
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮記帳準備金の取崩			-
剰余金の配当			△2,285
当期純利益			4,175
自己株式の取得			△3
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△659	△659	△659
事業年度中の変動額合計	△659	△659	1,227
当期末残高	2,000	2,000	79,916

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本道路株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 鈴木 裕 司
業 務 執 行 社 員	
指定有限責任社員	公認会計士 長 崎 将 彦
業 務 執 行 社 員	

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本道路株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日本道路株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木 裕 司

公認会計士 長崎 将 彦

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本道路株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

日本道路株式会社 監査役会

常勤監査役 楠田靖紀<sup>㊞</sup>

常勤社外監査役 田頭能成<sup>㊞</sup>

社外監査役 藤野秀美<sup>㊞</sup>

社外監査役 山森裕一<sup>㊞</sup>

以 上



## 日本道路グループのサステナビリティに関する取り組み

### 環境課題に関する取り組み

#### ◆エコ・ファースト認定

現在の環境を取り巻く状況は、地球温暖化を防止するための動きが中心となっています。我が国においても、政府は2050年カーボンニュートラル\*を目指すことを宣言し、企業も事業活動を通じてカーボンニュートラルと向き合うことが必要不可欠となりました。

当社グループは、この課題に対する取り組みとして、2021年9月に、カーボンニュートラルを目指す2050年を見据えた環境ビジョン「Nichido Blue & Green Vision 2050」を発表しました。さらに、2022年2月には、「エコ・ファーストの約束」を策定し、環境省が環境先進企業の取り組みを促進することを目的とした「エコ・ファースト制度」において、道路舗装業界で初となる「エコ・ファースト企業」として認定をいただきました。今後も道路舗装業界を代表する環境先進企業として、環境ビジョンと併せてエコ・ファーストの約束を順守するため4つの取り組みを実践してまいります。

引き続き当社グループは、「持続可能な社会づくりに貢献する企業」として事業活動を通じて起こりうる環境負荷を認識するとともに、可能な限りこれを低減させ、法令順守を徹底しながら環境課題に対する社会的責任を果たし、次の世代に持続可能な社会を引き継ぐ取り組みを進めてまいります。

※カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることです。



### エコ・ファーストの約束

～環境先進企業としての地球環境保全の取り組み～

1. 事業活動を通じたCO<sub>2</sub>総排出量削減を推進し、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に貢献します。
2. 廃棄物の発生を抑制するとともに、技術開発により、更なる循環型社会の形成に貢献します。
3. 事業活動全般を通じて生物多様性および生態系保全の確保に配慮し、自然とともに共生する取り組みを推進します。
4. 「人」、「社会」、「環境」にやさしい企業を目指し、役職員一人ひとりが環境保全活動に取り組みます。

## ◆カーボンニュートラルの実現



### アスファルトプラントガス化

アスファルトプラントにおいて、道路舗装等に使用するアスファルト合材を製造する際には、各材料を加熱することによりCO<sub>2</sub>が排出されます。当社の一部のアスファルトプラントでは、アスファルト合材製造時のCO<sub>2</sub>排出量を削減するために、加熱装置であるガスバーナーに都市ガスを使用することにより、重油を燃料とする従来のアスファルトプラントと比較しCO<sub>2</sub>排出量を30%ほど削減しております。今後も環境面に配慮した最新設備を各アスファルトプラントに備え、グリーンな事業活動を展開してまいります。



### 中温化舗装

中温化舗装とは、工事現場で使用するアスファルト合材の製造時の温度及び工事施工時の温度を従来より30℃ほど低減することができる技術となっております。この技術は、アスファルト合材製造時の各種材料を加熱する際の温度を下げ、燃料消費量を削減すると同時に、CO<sub>2</sub>排出量も抑制可能なため、地球環境に配慮した技術となっております。

これまで培ってきた技術をさらに進展させ、化石燃料を用いたアスファルト合材の加熱から、電気エネルギー（マイクロ波）を用いた加熱方法に変更することにより、将来的にはアスファルト合材製造時のCO<sub>2</sub>排出量ゼロを目指す「アスファルト舗装材料の化石燃料を使用しない低温混合技術」の確立に挑戦します。この長期的なテーマの実現に向け、一般社団法人日本経済団体連合会が推進する脱炭素社会を目指す構想「チャレンジ・ゼロ」に参画し、産官学と連携しながら研究・技術開発を進めてまいります。

チャレンジ・ゼロ ロードマップ

2020年~ 基礎研究の持続



2030年~ バインダー開発



2040年~ マイクロ波加熱技術の開発



2050年~ CO<sub>2</sub>ゼロアスファルト合材

### 電気自動車

当社グループは事業所への電気自動車の導入を推進しております。2035年までに保有する全ての乗用車のゼロエミッションビークル化\*を進めることにより、車両からのCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとします。また、地震等の自然災害時に停電が発生した際には、非常用電源としての活用を想定しています。脱炭素社会への貢献のみならず、「動く蓄電池」として非常時にも活用できる電気自動車の導入を推進してまいります。

\*ゼロエミッションビークルとは、走行時にCO<sub>2</sub>等の排出ガスを出さない電気自動車や燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車のことです。



## ◆循環型社会の形成



### PETアスコン

廃プラスチックの処理が社会的課題となる中、廃ペットボトルを原料とした特殊添加剤を活用した「PETアスコン」を開発いたしました。この工法を用いることで、100㎡当たり500mlペットボトルを求められる強度に応じて500本~2,000本再利用できるほか、高い耐久性を兼ね備えており、舗装の長寿命化や修繕コストの抑制が実現可能なエコロジー工法となっております。廃ペットボトル等を有用な資源と捉え、サステナブルな社会インフラ構築のため「PETアスコンシリーズ」の技術をさらに発展させ、循環型社会の形成に寄与してまいります。





## ◆生物多様性への配慮

### 日本道路の森

高知県が推進する「環境先進企業との協働の森づくり事業」において、高知県及び梶原町とパートナーズ協定を締結しております。この協定を締結した森林を「日本道路の森」と名付け、毎年歩道の整備及び植樹や間伐を実施しており、体験型の環境研修であると同時に、森林保全活動を通じた地域社会との交流を深めることを目的としております。また、昨年7月に高知県からCO<sub>2</sub>吸収証書を受領し、「日本道路の森」の5年間でのCO<sub>2</sub>吸収量は47.84t-CO<sub>2</sub>となっております。さらに、昨年5月に完成した四国支店では、玄関エントランスに梶原町産のヒノキを使用し、木材の地産地消にも貢献しております。



### 渡良瀬遊水地ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦・藤前干潟クリーン大作戦

「渡良瀬遊水地」や「藤前干潟」などは、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地として「ラムサール条約湿地」に登録されております。湿地は動植物が最も生まれやすい自然環境であり、生物多様性の源泉、自然環境の動脈とも評され、水と空気の調整、洪水の抑制など、我々が生活するうえでも大きな役割を果たしております。このような生命の繋がりを認識させてくれる湿地において、生息している希少生物や植物に悪影響を及ぼす外来植物やごみを除去する活動に参加しております。今後も当社グループは、NGO・NPO、環境関連団体、地域社会とコミュニケーションを図り、生物多様性の保全活動に取り組んでまいります。



## その他のサステナビリティに関する取り組み

### 道普請ウォーク

「道普請」とは道路を直す、建設することであり、当社グループは2018年から世界遺産である熊野古道の保全活動「道普請ウォーク」に参加しております。熊野古道は熊野三山へと通じている参詣道の総称であり、多くの観光客が訪れる場所となっておりますが、古道が位置する紀伊山地は年間を通じての雨量が多く土砂の流出もあるため、古道の継続的な補修・整備が必要です。道づくりのプロフェッショナルとして90年以上にわたり道路舗装工事に従事している当社グループも、世界遺産である熊野古道の道づくりという貴重な体験を通じ、道路舗装の原点に立ち返るとともに、世界遺産を守るという後世へ繋げなければならないこの活動を継続してまいります。



### インフラメンテナンス優秀賞受賞

国土交通省、総務省、文部科学省などが共催する「第5回インフラメンテナンス大賞」において、当社中国支店が参画している「岡山道路パトロール隊」が優秀賞を受賞しました。この活動は、岡山県内の土木系学科の高校生が、学校近隣の国道管理者である国土交通省と該当区間の保守を行う道路舗装会社と協力し、身近なインフラである道路の異常を発見・報告する活動です。この実践活動の中で道路舗装業界への興味を深めていただくと同時に、次の世代の技術者育成に繋げてまいります。



## 2021年度 工事写真

2021年度の工事写真をご紹介します。



(第二神明道路／兵庫県)



(学校法人桜美林学園／東京都)



(GLP ALFALINK相模原1／神奈川県)



(国道39号線／北海道)





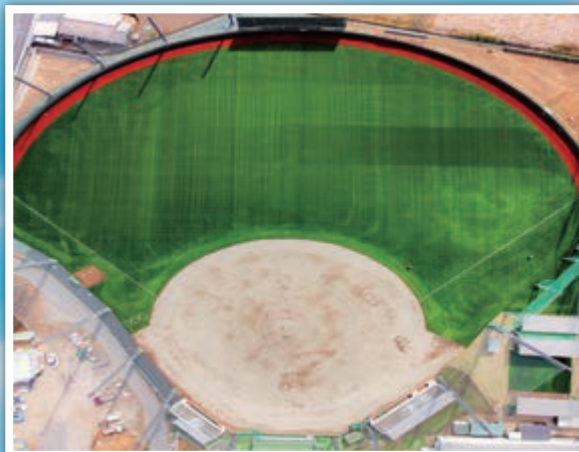
(国道15号線／東京都)



(刈谷スマートIC／愛知県)



(北陸自動車道／新潟県)



(Honda笠幡球場／埼玉県)

# 定時株主総会会場ご案内図

<b>会場</b>	東京都港区新橋一丁目6番5号	
	日本道路株式会社10階会議室 電話番号 03(3571)4891	
<b>交通</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="color: green;">■</span> JR新橋駅</li> <li><span style="color: orange;">■</span> 東京メトロ銀座線 新橋駅(G08)</li> <li><span style="color: red;">■</span> 都営地下鉄浅草線 新橋駅(A10)</li> <li><span style="color: blue;">■</span> ゆりかもめ 新橋駅(U01)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀座口より 徒歩 5分</li> <li>出口1より 徒歩 3分</li> <li>出口A3より 徒歩 4分</li> <li>徒歩 4分</li> </ul>

The map shows the location of Nippon Road Co., Ltd. (日本道路株式会社) in the Shinjuku area. It highlights the company's location with a blue arrow and a callout box. The map includes major roads like Chuo-dori (中央通り) and Showa-dori (昭和通り), and train lines like the Ginza Line (銀座線), Aomori Bay Bridge Line (ゆりかもめ), and the Yamanote Line (山手線). Landmarks such as Ginza Grand Hotel, Museum of Modern Art (博品館), and various stations (JR Shinjuku, Ginza, Aomori Bay Bridge) are marked. A dashed line indicates the route from the Ginza Station exit 1 to the company location.

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



環境大臣認定  
エコ・ファースト企業  
環境先進企業として  
持続可能な地球環境の実現  
に取り組んでいます



日本道路グループは、  
「Fun to Share宣言」  
に参加しています。



ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙  
FSC® C013080



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。